

## 平成 29 年 7 月定例教育委員会会議録

平成 29 年 7 月定例教育委員会は、7 月 10 日（月）大府市役所 5 階 委員会室 1 に招集し、次のとおり審議した。

### ○出席した委員

二番席委員 西村 和子                      三番席委員 竹中 万里  
四番席委員 河合 昌和                      五番席委員 浅井 宣亮

### ○議案説明のため出席した事務局職員

教育長、教育部長、指導主事、学校教育課長  
学校教育課学校教育係長、学校教育課学校教育係主査、学校教育課学校施設係長

### ○傍聴者

無し

### ○提案議案

- 議 案 第 39 号 （仮称）大府市いじめ防止基本方針について  
40 号 大府市文化協会創立 40 周年記念 アルケミスト with セントラル愛知交響楽団 with 共長  
小学校 6 年生による「あの空コンサート」の後援申請について  
41 号 音旅 31 便「シロクマ先生と自由研究！動物アートと音楽の世界」の後援申請について  
42 号 《日帰り》もりの環 体験会の後援申請について  
43 号 第 1 回 特別な支援が必要な子の進路講演会の後援申請について  
44 号 夏休み！「ポスターの宿題」指導の後援申請について  
45 号 T シャツ作り 染物ワークショップの後援申請について

### 報告事項

- 1 号 小中学校現況報告について  
2 号 MOA 美術館大府児童作品展の後援申請について  
3 号 大府市写真同好会 第 13 回合同写真展の後援申請について  
4 号 朝日新聞社旗争奪・第 39 回知多地区少年野球大会の後援申請  
5 号 大府市民吹奏楽団 第 38 回定期演奏会の後援申請について  
6 号 地域貢献活動「脳と脚の健康チェック」の後援申請について  
7 号 愛知万博メモリアル 第 12 回愛知県市町村対抗駅伝競走大会の後援申請について

開会時間 午後 1 時 30 分

閉会時間 午後 2 時 20 分

| 発 言 者 | 要 旨  |
|-------|--|
| 教育長   | <p>それでは、みなさま改めましてこんにちは。ご承知の通りだと思っておりますが、北九州の豪雨で亡くなられた方、行方不明の方、40名以上の状況だと聞いておりますけど、脈々と受け継がれてきた歴史というか人々の暮らしが一瞬にして消えてしまうという改めてそんな怖さを思っております。一日も早い復興と行方不明の方々が見つかりますように、そして、亡くなられた方々のご冥福をお祈りしたいと思います。</p> <p>それでは、7月の定例教育委員会を始めさせていただきます。初めに前回の議事録ですが、先ほど、教育長室でご承認をいただきました。続いて、教育長報告をさせていただきます。前회가6月9日でしたので、それ以後の報告という事で、まとめてお話をしたいと思います。まず、市内の小中学校の学校訪問ですが、ありがとうございます。6月9日以後で言いますと、6月19日月曜日の大府小学校、竹中委員にお越しいただきました。6月22日木曜日の大東小学校、西村委員にお越しいただきました。6月29日木曜日の共長小学校、浅井委員にお越しいただきました。7月3日月曜日の共和西小学校、河合委員にお越しいただきました。それ以前の3校合わせて、前期、計7校が学校訪問を終えております。そして、後期ですが10月11日東山小学校を皮切りにして、残りの6校という予定になっております。それから、学校行事関係ですが、6月10日土曜日、東山小学校のふれあいフェスタ。同日ですが、大府西中のスポーツ祭、それぞれお出掛けいただきました。6月17日の土曜日には大府北中のスポーツフェスティバルがありました。ありがとうございます。話を交えて、6月12日月曜日ですが、6月議会の一般質問がありました。一般質問では、教育委員会関係が、三つのご質問をいただき、教育委員会として誠意をもってお答えをいたしました。それから、ICT教育の研究授業ですが、6月21日水曜日に東山小学校で、6月30日金曜日に北山小学校で行われました。研究授業、その後の協議、それぞれ出席者の中で熱心に話し合いが行われました。それから、6月29日木曜日ですが、大府市、大府市教育委員会と中京大学との連携に関する協定の締結式がありました。中京大学からは学長の安村仁志様始め関係者の方々にご出席をいただき、大府市からは市長、副市長、私どもが出席をさせていただきました。基本的には、中京大学で現代社会学部の教授をしておられる辻井先生がこれからは窓口となって、子どもの精神的な健康に関する調査・研究を進めていただく。また、その調査結果を学校に還元していただくということ。また、大府市にスクールカウンセラーが配置されておりますが、教育相談の実施・継続という事で取り組んでいただいています。それから、7月3日月曜日ですが、中学校の野外活動がスタートしました。大府中学校からスタートという事で、竹中委員と西村委員に現地へ行っていただいてご挨拶をいただきました。ありがとうございます。明日、7月11日火曜日すべての中学校の野外活動の最終という事で大府南中学校をもって閉村式が行われます。教育委員会からは課長が出席という予定になっております。</p> <p>以上です。</p> |
| 教育長   | <p>それでは議案の審議に入りたいと思います。議案第39号「(仮称)大府市いじめ防止基本方針について」を審議いたします。事務局ご説明をお願いします。</p>   |
| 指導主事  | <p>議案第39号「(仮称)大府市いじめ防止基本方針について」説明いたします。(以下、提案理由等資料により説明)</p>   |
| 教育長   | <p>この件につきまして御意見御質問等よろしいでしょうか。</p>  |
| 浅井委員  | <p>はい。</p>   |

| 発 言 者 | 要 旨  |
|-------|--|
| 教育長   | はい、浅井委員お願いします。   |
| 浅井委員  | <p>分厚い資料を頑張って読ませていただきました。非常に素晴らしくちゃんと構成されていると思いました。やはり一般の保護者に関して、4番の関係者の責務で、いじめ防止は学校だよ、地域だよという事ではなく、あくまで保護者も当事者だという事の意識を高めるためにも、保護者にも責務がありますと書いてあることも素晴らしいと思います。ただ、一番の問題は広報啓発活動だと思うのですが、これだけ素晴らしいものを作るのですから、具体的な内容をちゃんと保護者の方に理解していただく。あと重大事態対応フロー図というもの、例えば保護者の方が初めから知っているのであれば、何かあった時に気兼ねなく問い合わせできるという事もあると思いますので、広報活動に出来るだけ力を入れていただきたいなと思いました。</p>                                   |
| 指導主事  | <p>今、おっしゃられた様に確かに広報啓発活動というのは非常に大事なことになるというふうに考えております。また、この内容は主としての方針案として策定をさせていただいているのですが、これを受けてこの下には各学校毎で作成しているいじめ防止基本方針というものがあつたものから、そこの整合性等はとっていつて頂けるように学校に指示等はしていくつもりです。また、学校の方も毎年見直しをするのと同時に保護者に学校のいじめ防止基本方針はこのようなものという事で概要の方はいつも示していただいているものから、その中に大府市としてもこの様にやっていますという事は学校の方にお手伝いしていただきながら広報周知したいと考えています。</p>   |
| 教育長   | ゆくゆく条例として議会を通過していくんですね。  |
| 指導主事  | <p>はい。今後の予定ですけれども、こちらはあくまでも教育委員会が中心として作成したいじめ防止基本方針という事になりますので、これを基にしてもう一つ上の段階の大府市のいじめ防止基本条例というのを市長部局と連携しながら策定をしていくことになります。また、この中で二つ示されている大府市いじめ問題対策委員会、それから、大府市いじめ問題調査委員会の重大事態が起こった場合の調査等をする委員会については、その設置規則も含めて委員さんの認定も併せて決めていくところになります。</p>  |
| 教育長   | ゆくゆくホームページ等にも掲載されていくという事も視野に入れて取り組んでいけたらと思います。   |
| 教育長   | その他、ご意見ご質問等いかがでしょうか。   |
| 河合委員  | はい。  |
| 教育長   | はい、河合委員お願いします。   |
| 河合委員  | <p>今のご説明で大体わかったわけですが、つまり、県のものに則つてというお話でありましたので、私がいう事は足りないかもしれませんが、他のものでも同じだと思いますけど、法律に基づいて県なり市町村が作るものは法律の趣旨を踏まえながらみんなにわかるようにしなくてはならないというのが私の考え方でありまして、たとえば、国の法律がなぜこういう法律をしようとするかというのはですね、いただいた資料の8ページの第1条に書いてあるんです。つまり、いじめというものが教育を受ける権利を剥奪し、子どもたちの心身の健全な成長に人格形成に重大な影響を及ぼすと、また時には生命または身体に重大な危険を生じさせる。だから、児童等の尊厳を保持するためこの法律を作る。ですから、私はこの児童等の尊厳を保持するため、というこの言葉は入れておかないといけないというふうに考える</p> |

| 発 言 者 | 要 旨  |
|-------|--|
|       | <p>わけです。では、どこに入れるか。そんなに難しい事ではありませんが、はじめの第2段落のところですね。本市においても、その前ですね、「児童生徒の人間としての尊厳を保持する事を目的として」とか、ここにちょっと法律の目的を明記する、わかりやすくする必要がありますかなと思っているんです。県に則ったと言われましたので、県にも書いてないんですが、私は各学校でベースにして作ることになれば、また今の説明ですと条例がまたできるということですので、そちらの方にはピシッと書かれると思いますので、足りないかもしれませんが、この法律の目的を私たちは理解しながら作る必要がある。ですから、県のこの形は、県は国と少し変わったものをというふうで省略してあるのかもしれませんが、大府市は、私は入れておいた方がいいというふうに思います。それから、大府市はまだ政令指定都市ではありませんし、中核都市でもありませんので、県に敬意を払ってどこかに、今、指導主事がおっしゃったように、県のをベースにするという文言も入れておいた方が外に出たときに大府市はちゃんと県の指示に従っているとわかりやすいと私は思っております。それから、形式的なことに入りますけど、今のところのいじめ防止「等」というのが最初に出てくるのですが、「等」の中身は何かというのがわからずに、うやむや言っています。ですから、1ページの下から4行目に、国と同じように、「等」はどういうことかという、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめに対する措置、これは県の言葉を使っていますけれども、これを最初の方にもっていく必要があるのかなと思っています。持っていく時に、法律はいじめに対する対処という言葉を使っている、県は措置というふうに言葉を変えているわけですが、大府市は法律に基づいて、いじめへの対処というふうにですね、措置と対処というのはだいぶ言葉のイメージが違うというふうに思っていますが、大府市は法律の文言をそのまま使ってはどうか、というのが私の考え方、一つの意見でありますので、参考にしていただけたらと思います。もう一点、先ほど、浅井委員がおっしゃった保護者の責務のところであります。とても大事なところであります、3ページの(3)であります。保護者はこどもの教育において第一義的責任を有するとあります。これは新しい教育基本法に明記されておりますので、これは同じように注をつけて「教育基本法第十条」でしたか、この文言は法律で明記されている、初めて教育についての責任は保護者が第一義的に負う、これは第一次安倍内閣、安倍さんがもっとも得意とするところで、私は国学院大学で講演を聞きましてけれども、これを大変強調しておりました。「今まで先生方に大変ご迷惑をおかけした」と、「これからは保護者の責任をきちんとさせます」というのがその時の安倍さんの講演でしたので、ここに、括弧して、教育基本法第十条でしたか、それを明記することによって、法律にちゃんと書いてあるんだということも、先ほどの広報宣伝とか、これから啓発していくことについても、明記があれば非常に良いのかなというふうに思っています。以上2点になります。ですから申し上げたいのは、法律に基づいてこうしたものをやるときには、厳密にそうしたものを引用しながら、明記をするという事が大事だというふうに思っています。もう一点、いじめの定義のところでも、県もカットしてあるのですが、大府市いじめ防止基本方針では、「いじめとは」とありますが、法律は、この前に、当該児童生徒という大切な言葉が入っている。その方が非常にわかりやすい、この児童生徒一般論になっていますので、これも法律の文言の様に「当該」という言葉を入れて出すべきだと思っています。</p> <p>以上です。</p> |
| 指導主事  | 今ご指摘いただいたところについては、十分検討し、取り入れていきたいと思っております。ありがとうございました。   |
| 教育長   | また改めまして、検討した内容をお示しさせていただくという事でよろしく願いいたします。   |
| 教育長   | その他いかがでしょうか。   |
|       | (なし)   |

| 発 言 者            | 要 旨   |
|------------------|---|
| 教育長              | 今後の段取りはどうなるのでしょうか。もう一度ご指摘いただいたところを検討していただいて次回の教育委員会で出させていただくという事で、時間を取れそうですか。   |
| 河合委員             | わざわざ出していただかなくても、一つの意見として申し上げたのであって、大府市教育委員会としての考え方で出していただければ良いのですが、申し上げるところは県の真似をしなくても、国の法律に基づいて作るものについては、法律の精神に則って大府市教育委員会は出すべきだというのが私の考えであります。  |
| 指導主事             | ぜひ今ご意見いただいたところを検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。今後の予定ですが、改めて検討させていただいたものを一度お示しさせていただくと同時に、第2回総合教育会議の方でも同じように、教育委員会としての考えをまとめたものをお示ししたいと思います。その後、条例の条文等も含めて、最終的には12月議会のところで条例の検討に入っていく予定で、ご承知おきいただければと思います。  |
| 教育長              | ご指摘の件、総合教育会議で修正すべきところはして提出し、最終的にまとめていくということですので、今後の経過の中で教育委員の方々には改めてお示しをさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。それでは議案第39号につきまして、今日のところはお認めいただくという事でよろしいでしょうか。  |
|                  | (意義なし)  |
| 教育長              | ありがとうございました。  |
| 教育長              | 続いて、議案第40号「大府市文化協会創立40周年記念 アルケミスト with セントラル愛知交響楽団 with 共長小学校6年生による「あの空コンサート」の後援申請について」を審議いたします。ご説明をお願いします。   |
| 学校教育課<br>学校教育係主査 | 議案第40号「大府市文化協会創立40周年記念 アルケミスト with セントラル愛知交響楽団 with 共長小学校6年生による「あの空コンサート」の後援申請について」を説明いたします。(以下、提案理由等資料により説明)   |
| 教育長              | この件につきまして御意見御質問等いかがでしょうか。   |
| 竹中委員             | はい。   |
| 教育長              | はい、竹中委員お願いします。  |
| 竹中委員             | 文化協会のしっかりとした趣旨のもとで、40周年の記念のイベントですので、小学生も出ることで、市として後援することはいいと思います。   |
| 教育長              | 6ページ事業計画書の中に、少し私と文化協会とお話をした件が出ておりますが、是非とも小学生がともに舞台に出るという事で、文化協会のご意向がありました。練習会場の事も考えると、勤労文化会館の隣の学校が良いだろうと、また、一般公募で集めた場合は、なかなか小学生、それぞれの学校が別々ですと、まとめるのが大変でもあろうということで、共長小学校にお話ししたところ、6年生全員がでるということで、最高学年としてのまとまりにも大いに役に立つというところで、学校からもお応えをいただきましたので、こういうステージになっていくことになったというような状況です。 |

| 発 言 者            | 要 旨   |
|------------------|---|
| 教育長              | それでは、議案第 40 号については、承認することよろしいでしょうか。   |
|                  | (異議なし)  |
| 教育長              | それでは、議案第 40 号は承認いたします。<br>続いて、議案第 41 号「音旅 31 便「シロクマ先生と自由研究！動物アートと音楽の世界」の後援申請について」を審議いたします。ご説明をお願いします。 |
| 学校教育課<br>学校教育係主査 | 議案第 41 号「音旅 31 便「シロクマ先生と自由研究！動物アートと音楽の世界」の後援申請について」ご説明申し上げます。(以下、提案理由等資料により説明)                        |
| 教育長              | この件につきまして御意見御質問等よろしいでしょうか。  |
| 西村委員             | はい。   |
| 教育長              | はい、西村委員お願いします。  |
| 西村委員             | 35—ジのところの、今年 1 月の時にも大府市教育委員会として後援しておりますし、今回は夏休みのご案内ですので、後援しても差し支えないかなと思います。                           |
| 教育長              | はい、その他いかがでしょうか。   |
|                  | (なし)  |
| 教育長              | それでは、議案第 41 号については、承認することよろしいでしょうか。   |
|                  | (異議なし)  |
| 教育長              | それでは、議案第 41 号は承認いたします。<br>続いて、議案第 42 号「《日帰り》もりの環 体験会の後援申請について」を審議いたします。ご説明をお願いします。                    |
| 学校教育課<br>学校教育係主査 | 議案第 42 号「《日帰り》もりの環 体験会の後援申請について」ご説明申し上げます。(以下、提案理由等資料により説明)   |
| 教育長              | この件につきまして御意見御質問等よろしいでしょうか。  |
| 浅井委員             | はい。   |
| 教育長              | はい、浅井委員お願いします。  |
| 浅井委員             | はい、問題ないかと思うのですが、これは対象は誰になるのでしょうか。先生でしょうか。子供たちでしょうか。   |
| 学校教育課            | 対象は中学生に広く認知してほしいという事で申請に見えました。中学校にと書いてあり  |

| 発 言 者            | 要 旨  |
|------------------|--|
| 学校教育係主査          | ますが、中学校の教諭のようです。教諭の方々がメインということで申請書が出ております。   |
| 教育長              | 入場料のところを見ると子供も含まれているので、願いとしては中学校の教諭に実際の現場とプログラムを体験していただくことを目的にとありますが、お子さんもいいですよという事になるのでしょうか。  |
| 学校教育課<br>学校教育係主査 | 39 ページの活動の要約を確認すると、野外教育活動の中で生徒が参加できるようにという部分の趣旨もあるので、中学生も参加してもらえるようにという部分だと思われます。  |
| 西村委員             | はい。  |
| 教育長              | はい、西村委員お願いします。   |
| 西村委員             | 例えば、大府市の場合は、郡上八幡の自然園に野外活動をお願いしていますが、例えば学校の先生がこれを体験したとして、間伐の木材が実際に体験して自然園で取り入れる、反映ができるわけではないですよ。大府市の野外活動は、すべて自然園が企画でやっているのです。今回の趣旨でいくと、先生が体験して野外活動でスタンダードにと 44 ページに書いてあるので。とくに反映させなければ、今回は後援しなくても良いのではないかと思います。   |
| 教育長              | その他、いかがでしょうか。  |
| 河合委員             | はい。  |
| 教育長              | はい、河合委員お願いします。   |
| 河合委員             | この主旨はパンフレットの様に教職員が対象だと思う。私も結論から言うと西村委員と同じ様に、大府市教育委員会が後援をする必要はないだろうと。まして教員の多忙化が言われている中で、夏休みに4日間も、興味のある人は参加していただいてもかまわないが、大府市教育委員会の名前が入ると「何だ」というようなことを思う教員もいるのではないかと私は推察するわけでありますので、県の教育委員会が承認をすれば、興味のある方は参加すると思いますので、わざわざ市大府市教育委員会が後援をする必要はないのではないかと思います。 |
| 教育長              | その他、いかがでしょうか。  |
|                  | (なし)   |
| 教育長              | この件につきましては、すでに申請書には愛知県教育委員会が承認済みとありますが、県レベルで後援を承認するというところで、そこに委ねると。市町、大府市教育委員会として、これを承認する、後援するというところまでは至らなくてもよしという判断でよろしいですか。  |
|                  | (異議なし)   |
| 教育長              | それでは、議案第 42 号は承認しないということにいたします。事務局、今後の段取りよろしくをお願いします。  |

| 発 言 者                    | 要 旨  |
|--------------------------|--|
|                          | <p>続いて、議案第 43 号「第 1 回 特別な支援が必要な子の進路講演会の後援申請について」を審議いたします。ご説明をお願いします。</p>   |
| <p>学校教育課<br/>学校教育係主査</p> | <p>議案第 43 号「第 1 回 特別な支援が必要な子の進路講演会の後援申請について」ご説明申し上げます。(以下、提案理由等資料により説明)</p>  |
| <p>教育長</p>               | <p>この件につきまして御意見御質問等よろしいでしょうか。</p>  |
| <p>浅井委員</p>              | <p>はい。</p>   |
| <p>教育長</p>               | <p>はい、浅井委員お願いします。</p>  |
| <p>浅井委員</p>              | <p>場所は刈谷のホールですので、直接大府市には関係ないかもしれませんが、こういう情報はできるだけ皆さんに行き届いた方がいいと思いますし、入場料も無料ということですので、後援する事自体に問題はないのかなと私は感じました。</p>             |
| <p>教育長</p>               | <p>その他、いかがでしょうか。</p>   |
| <p>教育長</p>               | <p>すでに用意されているチラシが 77 ページでよかったですでしょうか。そこにはすでに後援される予定として各教育委員会が記載をされておりますが、最終的にこれは消されるということになるのでしょうか。</p>                        |
| <p>教育長</p>               | <p>その他、いかがでしょうか。</p>   |
| <p>竹中委員</p>              | <p>はい。</p>   |
| <p>教育長</p>               | <p>はい、竹中委員お願いします。</p>  |
| <p>竹中委員</p>              | <p>私も問題ないと考えます。特別な支援が必要な子に関しては、本当にたくさんの事例が表に出ない状態の中にあると思うので、先生方が苦勞なされていることも含めて、いろんな方法を提示できるということは素晴らしい事なので、是非後援したらいいと思います。</p> |
| <p>教育長</p>               | <p>それでは、議案第 43 号については、承認することよろしいでしょうか。</p>   |
|                          | <p>(異議なし)</p>  |
| <p>教育長</p>               | <p>それでは、議案第 43 号は承認いたします。<br/>続いて、議案第 44 号「夏休み！「ポスターの宿題」指導の後援申請について」を審議いたします。ご説明をお願いします。</p>                                   |
| <p>学校教育課<br/>学校教育係主査</p> | <p>議案第 44 号「夏休み！「ポスターの宿題」指導の後援申請について」ご説明申し上げます。(以下、提案理由等資料により説明)</p>   |
| <p>教育長</p>               | <p>この件につきまして御意見御質問等よろしいでしょうか。</p>  |
| <p>竹中委員</p>              | <p>はい。</p>   |



| 発 言 者            | 要 旨   |
|------------------|---|
| 教育長              | はい、竹中委員お願いします。  |
| 竹中委員             | 次の45号と同じ団体ですよね。内容から考えるとポスターの宿題で500円だから良いかなと思いましたが、次のTシャツ染物ワークショップはなかなか良いお値段がついているので、別々にこういうふうに、同じところのものが出てくるのは珍しいなと思ったので何か理由があるのでしょうか。中身が違うからでしょうか？ |
| 学校教育課<br>学校教育係主査 | 中身が違うので別々に申請したと思われます。Tシャツづくり染物ワーク、次の議案の方が材料代が高いからだと思われます。   |
| 竹中委員             | 両方一緒に検討した方がいかなと思いましたがお伺いしました。   |
| 教育長              | ご質問等でもいいです。その他いかがでしょうか。   |
| 教育長              | すでに後援を受けている教育委員会というのは確かな情報という事ですか。  |
| 学校教育課<br>学校教育係主査 | 大府市以外は後援を許可しているようです。  |
| 教育長              | それでは、議案第44号については、承認することよろしいでしょうか。   |
|                  | (異議なし)  |
| 教育長              | それでは、議案第44号は承認いたします。<br>続いて、議案第45号「Tシャツ作り 染物ワークショップの後援申請について」を審議いたします。ご説明をお願いします。   |
| 学校教育課<br>学校教育係主査 | 議案第45号「Tシャツ作り 染物ワークショップの後援申請について」ご説明申し上げます。(以下、提案理由等資料により説明)  |
| 教育長              | この件につきまして御意見御質問等よろしいでしょうか。  |
| 浅井委員             | はい。   |
| 教育長              | はい、浅井委員お願いします。  |
| 浅井委員             | 他市町の状況はいかがでしょう。   |
| 学校教育課<br>学校教育係主査 | 大府市以外、許可となっているようです。   |
| 教育長              | 自己申告に間違いはないという事ですよね。  |
| 学校教育課<br>学校教育係主査 | 確認を行いました。   |

| 発 言 者            | 要 旨   |
|------------------|---|
| 教育長              | お疲れ様でした。この件につきまして御意見御質問等よろしいでしょうか。  |
|                  | (なし)  |
| 教育長              | よろしいでしょうか。<br>それでは、議案第 45 号については、承認することよろしいでしょうか。                                   |
|                  | (異議なし)  |
| 教育長              | それでは、議案第 45 号は承認いたします。<br>本日の議案は全て終了いたしました。<br>報告事項 1 号「小中学校現況報告について」事務局よろしくお願いします。 |
| 指導主事             | 報告事項 1 号「小中学校現況報告について」報告。   |
| 学校教育課<br>学校教育係主査 | 報告事項 2 号「MOA美術館大府児童作品展の後援申請について」報告。(以下、資料により説明)                                     |
| 学校教育課<br>学校教育係主査 | 報告事項 3 号「大府市写真同好会 第 13 回合同写真展の後援申請について」報告。(以下、資料により説明)                              |
| 学校教育課<br>学校教育係主査 | 報告事項 4 号「朝日新聞社旗争奪・第 39 回知多地区少年野球大会の後援申請」報告。(以下、資料により説明)                             |
| 学校教育課<br>学校教育係主査 | 報告事項 5 号「大府市民吹奏楽団 第 38 回定期演奏会の後援申請について」報告。(以下、資料により説明)                              |
| 学校教育課<br>学校教育係主査 | 報告事項 6 号「地域貢献活動「脳と脚の健康チェック」の後援申請について」報告。(以下、資料により説明)                                |
| 学校教育課<br>学校教育係主査 | 報告事項 7 号「愛知万博メモリアル 第 12 回愛知県市町村対抗駅伝競走大会の後援申請について」報告。(以下、資料により説明)                    |
| 教育長              | 本日の議案そして報告事項は以上です。  |
| 教育長              | ありがとうございました。以上で終わります。<br>それでは、8月の出席依頼についてお願いします。                                    |
| 学校教育課長           | 報告  |